

伊万里都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)

令和4年3月

佐 賀 県

はじめに

(1) マスタープランの位置づけや役割について

本都市計画区域マスタープランは、都市計画区域ごとに、その都市の長期的なビジョンを示すとともに、土地利用、都市施設、市街地開発事業など、都市計画に関する広域的・根幹的な方針を示すものです。

都市計画マスタープランには、県が定めるマスタープランと市町村が定めるマスタープランの2つの種類があります。

県が定める「都市計画区域マスタープラン」は、地域における都市の位置づけや隣接する都市との関係などを踏まえ、広域的かつ長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を示すなど都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものです。

市町村が定める「市町村都市計画マスタープラン」は、広域的な視点をもって策定された都市計画区域マスタープランとの整合を図りつつ、まちづくりの全体構想や地域別構想を定めるものです。

また、「都市計画区域マスタープラン」は、都市計画に関する広域的・根幹的な方針を定めるところから、福祉施策、産業や観光等の振興施策に関する計画は対象としませんが、総合計画に掲げられている施策を、都市計画制度を活用して、側面から支援する役割も担っています。(図1参照)

(2) マスタープランの記述内容について

都市計画区域マスタープランでは、「都市計画の目標」「区域区分の決定の有無」「主要な都市計画の決定方針」の3項目が法定事項となっています。

- 1) 「都市計画の目標」では、隣接・近接する他の都市計画区域や都市計画区域外の現況及び今後の見通しを考慮しつつ、当該都市計画区域の広域的な位置づけ等に留意し、概ね20年後のまちの将来像を描いて、都市づくりの将来ビジョンと、整備の基本的な方向を示します。
- 2) 「区域区分の決定の有無」では、現行の線引き都市計画区域については、市街地の拡大の可能性などの観点から、また現行の非線引き都市計画区域については、広域的な拠点性を有しているか否かなどの観点から、それぞれ区域区分を行うか否かを決定し、区域区分を行う場合には、その方針を示します。
- 3) 「主要な都市計画の決定方針」は、「都市計画の目標」の実現に向けて、「土地利用」「都市施設の整備」「市街地開発事業」「自然的環境の整備又は保全」の4つの項目について方針を示します。
 - ① 「土地利用」では、商業・業務地、工業地、住宅地、農地・集落等、森林などの大まかな土地利用のゾーニングを行い、土地利用の方針を示します。
 - ② 「都市施設の整備」では、道路、公園、下水道、河川などの都市施設のうち、広域的な連携や交流を支えるものや、都市の根幹的な構造を支えるものを対象として、その都市施設の整備の方針を示します。

- ③「市街地開発事業」では、密集市街地の改善や、低未利用地の有効利用などについて、市街地の整備の方針を示します。
- ④「自然的環境の整備又は保全」では、良好な自然的環境を構成する緑地等について、環境保全、レクリエーション、景観などに関する方針を示します。

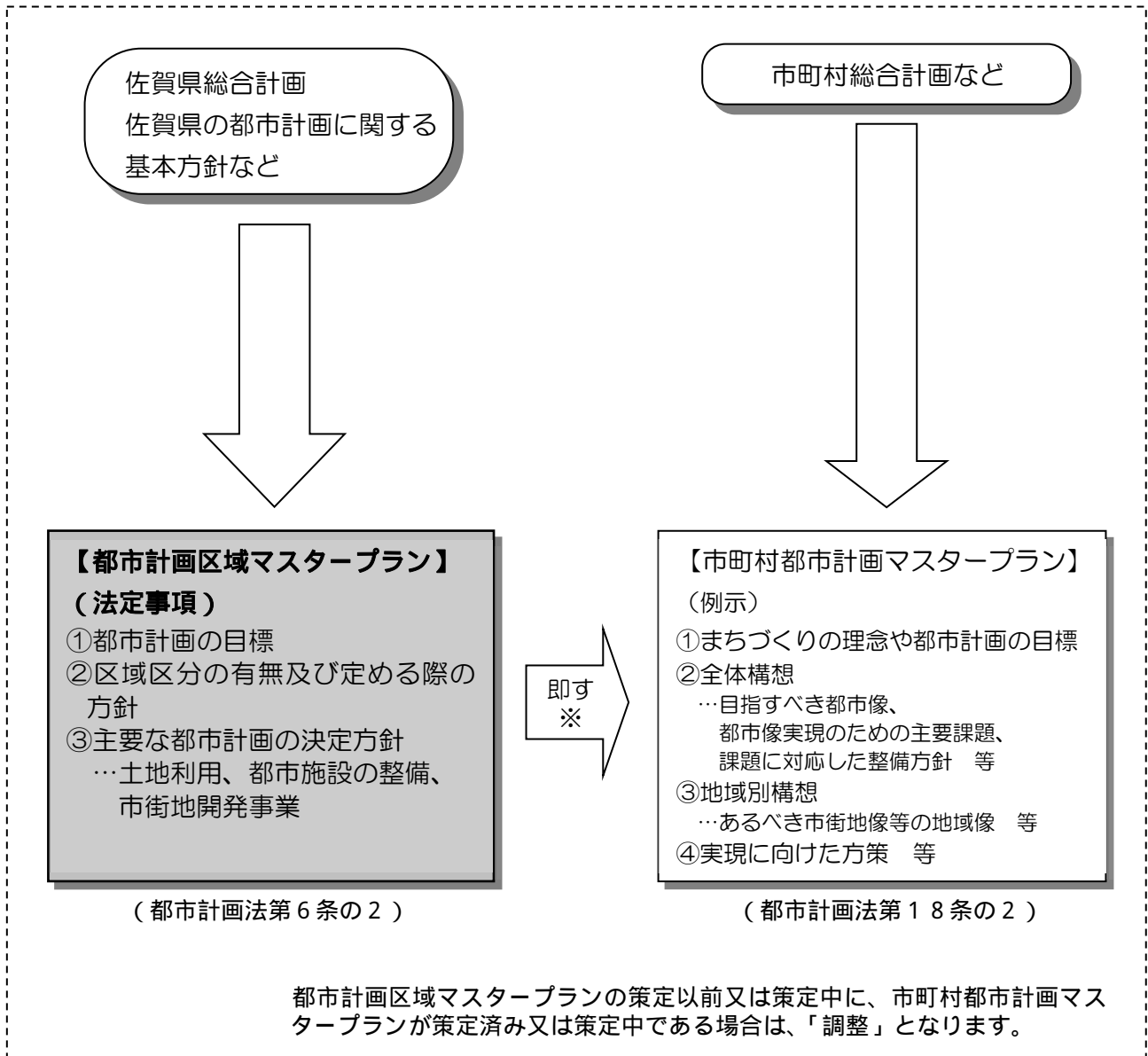


図-1 都市計画区域マスタープランの位置づけ

目 次

1	都市計画の目標	1
	(1) 都市計画区域の広域的な位置づけと役割	1
	(2) 都市づくりの課題	2
	(3) 都市づくりの基本理念と整備の基本方向	4
	(4) 集約拠点地区の市街地像	8
2	区域区分の決定の有無	9
	(1) 区域区分の決定の有無	9
	(2) 区域区分を行わない理由	9
3	主要な都市計画の決定の方針	10
	(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	10
	1) 基本方針	
	2) 市街地の土地利用の方針	
	3) 市街地外の土地利用の方針	
	4) 主要な拠点の位置づけ	
	(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	13
	1) 交通施設の整備方針	
	2) 河川の整備方針	
	3) 公園の整備方針	
	4) 下水道の整備方針	
	(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	17
	1) 基本方針	
	2) 市街地の整備方針	
	(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	18
	1) 基本方針	
	2) 主要な緑地等の配置の方針	
	参考附図(整備、開発及び保全の方針図)	19
	参考資料	20
	・区域区分の有無の判断フロー	
	・用語説明	

(注1) 計画書にある図、写真は参考のために掲載している。

(注2) 計画書にある(主)は主要地方道、(一)は一般県道、(都)は都市計画道路を示している。

1 都市計画の目標

(1) 都市計画区域の広域的な位置づけと役割

伊万里都市計画区域は、佐賀県の北西部に位置し、北と東が唐津市、南は武雄市と有田町、西は長崎県（佐世保市、松浦市）に接し、JR筑肥線・松浦鉄道でつながっている。

伊万里市内には、福岡都市圏からの主要広域交通軸である西九州自動車道が東西に通っており、市内の未開通区間の整備が進行している。

また、知名度の高い伊万里焼の産地としての歴史・文化的資源を有し、三方を八幡岳や青螺山、国見山などに囲まれ豊かな自然にも恵まれている。

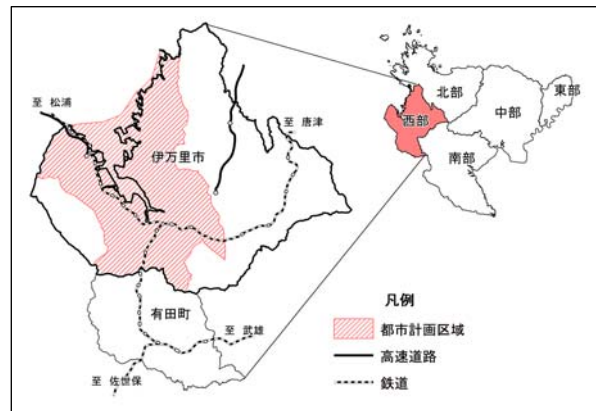


図-2 位置図

臨海部は工業用地として整備がなされており、重要港湾である伊万里港においては、地理的な優位性を生かした国際コンテナ定期航路をはじめ、世界各港との貿易が行われている。広域では、西部地域の中心都市であり、また、周辺地域を含む窯業圏の観光において有田町と共に重要な役割を担っている。

このため、本区域では重要港湾である伊万里港や、西九州自動車道のICへの近接性に加え、既存のJR筑肥線・松浦鉄道を活かして「海・陸の広域交流都市」として佐賀県内・外の都市との交流・連携を深めるとともに、生活、産業、観光等における各種都市機能が充実した西部地域の中心として、豊かな資産とその魅力を発信し続けるまちづくりを進める必要がある。

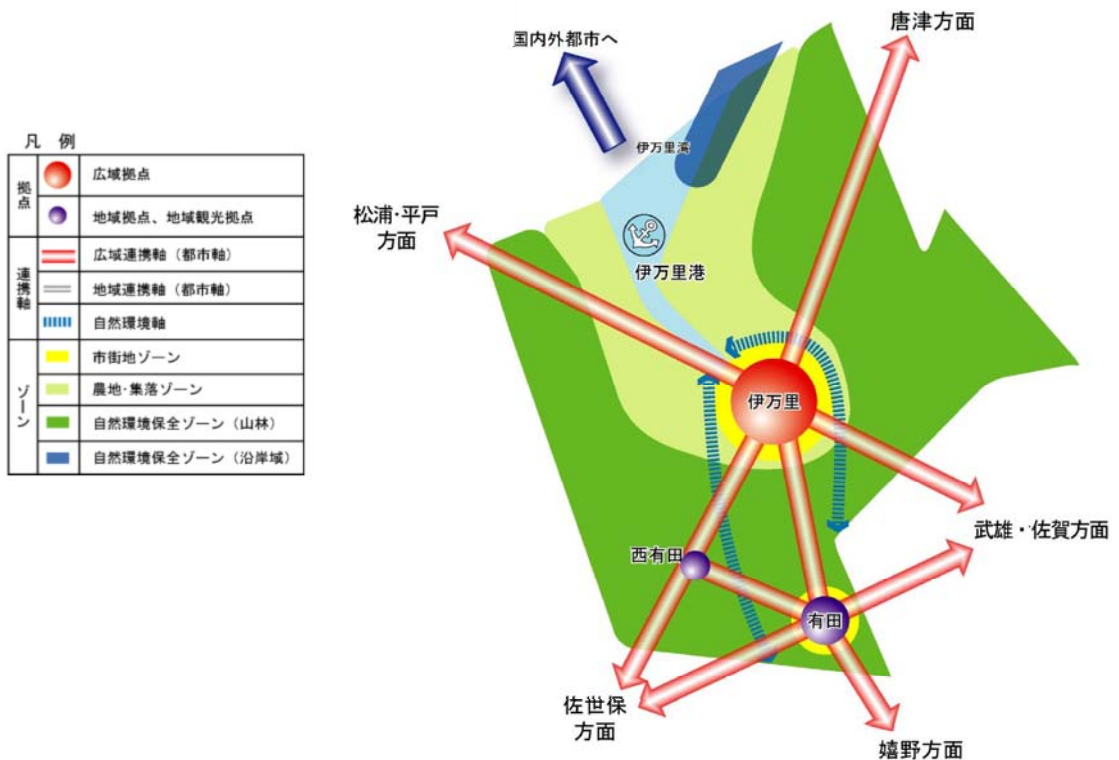


図-3 将来地域構造

(2) 都市づくりの課題

伊万里都市計画区域の広域的な位置づけ・役割及び現況を踏まえ、本区域における都市づくりの課題を以下に記述する。

A 広域ネットワークの活用による交流の促進

本区域は国際貿易港である伊万里港を有しているほか、西九州自動車道の一部をなす唐津伊万里道路が全線供用され、引き続き伊万里道路と伊万里松浦道路の整備が進められているなど、広域交通拠点として大きな強みを持っている。

しかし、現状においては、伊万里港では港湾機能のさらなる強化が課題となっており、また、西九州自動車道では未供用区間を残している状況である。

そこで、これら海・陸の広域交通ネットワークを整備し、機能強化を図ることで、広域交流・連携を促進する必要がある。

B 中心市街地及び産業拠点の活力向上

本区域は、産業としては、伊万里焼に代表される窯業が伝統産業として根付いているほか、伊万里団地、七ツ島工業団地等の産業団地を有し、造船業などの製造業が盛んである。

また、中心部では、近年活力の低下がみられるものの、伊万里駅周辺に商業、業務施設が集積し、本区域の拠点を形成している。

そこで、中心市街地においては都市機能の立地促進、工業団地においては企業立地を促進するとともに、本区域の強みである広域交通ネットワークを有効に活用し、西部地域の中心都市として、地域の特色を活かした商工業の振興を図る必要がある。

C 伊万里焼の伝統文化や自然環境を活用した観光振興

本区域には、白壁土蔵の建築物などに代表される本区域特有の「鍋島」「古伊万里」の陶磁文化があり、大川内山には伊万里焼の伝統技術を受け継ぐ窯元が軒を連ねているほか、玄海国定公園や黒髪山県立自然公園、カプトガニで有名な多々良海岸など、海・山に良好な自然環境を有している。

そこで、これらの文化資源や自然資源の保全を図り、住民のレクリエーションの場として活用するとともに、観光振興に役立てる必要がある。

D 都市と自然が調和した良好な居住環境の形成

本区域では、中心部や周辺の居住エリアと海・山の豊かな自然環境が近接し、良好な居住環境を創出している。

一方、人口減少や高齢化の進展を背景に、空き家の増加への対応や交通弱者対策の必要性が増している。

そこで、自然環境の保全と並行して、ユニバーサルデザインを推進し、都市と自然が調和する良好な居住環境の魅力をさらに向上させ、安心・快適に暮らせる地域の形成を図っていく必要がある。

E 安全に暮らせる市街地の形成

本区域の浸水想定区域は、新田川と伊万里川河口部で存在しており、近年の災害の激甚化と相まって、河川の維持や防災情報の提供などの防災対策が重要となっている。

また、山あいなどを中心に土砂災害警戒区域・特別警戒区域が点在していることから、これらへの対策を推進していくことが求められる。

そこで、災害リスクの高い区域を避けた土地利用の誘導や水害等に備えた施設の維持管理の充実などをはじめとした防災・減災対策を推進し、自然災害に強い市街地の形成を図る必要がある。

(3) 都市づくりの基本理念と整備の基本方向

本区域は、白壁土蔵の建築物に代表される古伊万里の陶磁文化や、日本三大喧嘩祭りの一つの伊万里トンテントン祭りのほか、鍋島藩窯として名高い秘窯の里・大川内山等の歴史・文化の資源を有し、この歴史・文化が観光や産業の資源として貴重な役割を果たすとともに都市景観などの特徴を生み出している。また、佐賀大学海洋エネルギー研究センターなどの研究機関や多様な産業が立地し、国際貿易港でもある伊万里港が存在している。玄海国定公園や多々良海岸のカプトガニなどに代表される山・海の豊かな自然環境にも恵まれている。

一方、本区域のまちづくりの方向性に目を移すと、このような歴史文化、自然、交通など多岐にわたる資源を活かしながら、本区域と同様に焼き物文化を誇る西部地域内の有田町や県内の武雄市、唐津市、また長崎県佐世保市や松浦市などの県外都市、さらにはアジアなどの海外都市などとの生活、産業、観光面における連携・交流を促進し、広域ネットワークを充実・強化することが求められている。他方、社会潮流として、新たな感染症拡大に伴う新たな生活様式の普及や価値観の変化に伴い、企業や人材の地方への回帰傾向が見られ、利便性が高く多様な都市機能を備える本区域においても、そのような企業や人材の受け皿となることが期待される。

このため、本区域においては、特色ある地域資源を活かした産業・観光面での機能充実を図るとともに、中心市街地の活性化、西九州自動車道の整備推進や伊万里港の港湾機能強化を図り、都市内部の機能充実と外部との連携強化という2つの軸を同時に推進することで、拠点都市としての魅力や活力を高めていくものとする。また併せて、都市と自然が調和した本区域の良好な居住環境をさらに向上すべく、高齢化の進展や災害の頻発といった社会状況の変化に対しユニバーサルデザインや防災対策を進めるとともに、中心市街地への都市機能の集約、公共交通サービスの維持・強化、歩行者が安全、快適に移動できるまちづくりを推進する。

わが国及びわが県の人口がすでに減少局面に突入し、また厳しい財政制約もある中で、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めるためには、既存ストックを有効活用しながら、商業・医療・福祉等の都市サービスが中心部にコンパクトに集約され、拠点都市間、周辺部と中心部、各種都市サービス間が相互にネットワークされた「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現を目指すことが不可欠である。

本区域においてはこのような考え方の下、概ね20年後を目標に、他都市とのネットワークの形成や歴史的な町並みや文化を活かしたコンパクトで歩きやすい市街地形成に向け、本区域が目指すまちの姿として以下のAからEに示す都市づくりの基本理念と、その基本理念を受けた整備の基本的な方向を定める。

A 海・陸の広域交流を促進するまち

約 15,000 年前（旧石器時代）、現伊万里市街地背後の腰岳から採取された黒曜石が海を渡り、朝鮮半島や沖縄に運ばれたとされている。伊万里は古くから国際的な交流が盛んで、今日も受け継がれている。国際貿易港としての港湾機能や、西九州自動車道の整備による高速交通へのアクセス利便性を活かし、佐賀県内外の都市との産業、観光等における連携を促進するとともに、アジアとの交流も視野に入れた海・陸の広域交流を促進するまちを目指す。



セツ島工業団地と
国際貿易港伊万里港の様子

港湾機能の充実・強化

伊万里港は、外貿コンテナをはじめとするアジアとの物流需要や地域産業の振興に対応していくために、公共ふ頭や産業用地等の整備により、物流機能の効率性、利便性、安全性の向上を図るとともに、港湾周辺の幹線道路へのアクセスを整備することで、港湾機能の充実・強化を推進する。

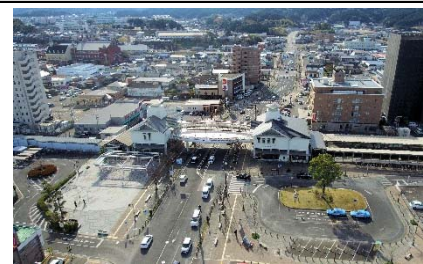
幹線道路の整備等による広域連携・交流の強化

西九州自動車道の整備推進により国道 498 号等の広域幹線道路と接続することで、佐賀県の代表的な観光地である唐津市、武雄市、嬉野市などをはじめ、佐世保市等の県外地域との広域観光ネットワークを形成し、観光や産業面等での多様な連携・交流の強化を図る。

また、西九州自動車道において伊万里市中心部に最も近い IC である伊万里中 IC（仮称）から伊万里市内及び周辺都市の観光拠点にアクセスできるルートや関連基盤の整備を推進する。

B 西部地域の中心都市として産業活力に溢れるまち

江戸時代、伊万里は、有田・波佐見・三川内といった周辺地区の陶磁器の積出港として栄えた。また、大川内山にあった鍋島藩窯では将軍・朝廷などへの献上用として最高品質の磁器が生産され、西部地域の中心としての役割を果たし、今に至っている。伊万里駅周辺への商業・業務施設の立地促進、交通結節機能の強化や都市基盤の整備により、西部地域の中心都市に相応しい中心市街地の形成を図る。また、伊万里焼の伝統や本区域のもつ港湾機能を活かし、新たな産業の立地を促進することにより、産業活力に溢れるまちを目指す。



伊万里駅周辺の様子

中心市街地の活性化

伊万里駅周辺地区では、商業・業務施設、公共公益施設の立地を促進することにより、西部地域の中心都市に相応しい魅力ある都市空間の形成を図る。

窯業の活性化や新たな企業の立地促進による産業の活性化

伊万里焼に代表される窯業の活性化を図るとともに、港湾機能の強化や西九州自動車道の整備を活かし、七ツ島工業団地等への新たな産業の立地を促進することにより産業の活性化を図る。

C 焼き物の歴史・文化や豊かな自然を活かすまち

本区域特有の「鍋島」「古伊万里」の陶磁文化を活かした魅力あるまちを目指す。また、玄海国立公園や黒髪山県立自然公園に代表される山・海の豊かな自然環境を保全するとともに、住民が身近に自然を享受できるレクリエーションの場としての活用を図る。



秘窯の里・大川内山

歴史、文化の資源を活かしたまちづくり

秘窯の里・大川内山や中心市街地の白壁土蔵の建築物などに代表される本区域特有の「鍋島」「古伊万里」の陶磁文化を活かした都市景観の形成を図り、個性と魅力にあふれた潤いのあるまちづくりを進める。

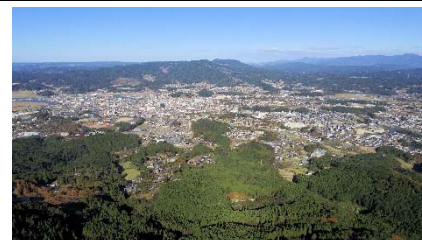
また、観光面においては、周辺地域を含めた広域的な窯業圏の中核を担う都市として、これらの景観や窯業の観光への活用を図る。

海や山などの自然環境の保全・活用

玄海国立公園や黒髪山県立自然公園などの海や山の良好な自然環境の保全を図るとともに、住民が日常生活において身近に水や緑と親しむことのできるレクリエーションの場としての活用を図る。

D 都市と豊かな自然環境が調和した良好な居住環境のまち

多様な居住形態を提供でき、都市と豊かな自然環境が調和した良好な居住環境のまちを目指す。また、高齢者や子育て世代等すべての人に配慮した安全・安心で、快適に暮らしやすい良好な居住環境を備えたまちを目指す。



伊万里市の市街地

多様で良好な居住環境の整備

中心市街地の都市的利便性の高い居住形態や、豊かな自然環境と調和した多自然型の居住や田園居住などの多様な居住スタイルを提供するとともに、公共下水道等の都市基盤施設が充実した良好な居住環境の整備を図る。

さらに、近年増加している空き家について、空き家の有効活用や、老朽化し危険な空き家の撤去を進めていくことで、都市の空洞化の防止や安全性の向上を図る。

ユニバーサルデザインの理念に基づく安全で安心して暮らせるまちづくり

「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの理念を踏まえ、駅等を中心とした一定の地域内における、旅客施設のみでなく周辺の道路・建物も含めた連続的なバリアフリー空間の形成や幹線道路等における歩道整備等を進め、高齢者や子育て世代など誰もが安心してまちへ出かけ、みんなが安心して暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりを進める。

E 災害に強く安全で安心して暮らせるまち

甚大な被害をもたらす災害に備え、防災・減災対策を推進することにより、災害に強いまちを目指す。また、都市基盤の整備だけでなく、災害リスクを踏まえた土地利用のコントロールによる安全な市街地の形成や、ソフト施策による災害発生時の対応を含めて災害に強いまちづくりを推進する。

コミュニティセンターについては、小さな拠点として生涯学習や文化活動などの公民館機能に加え、まちづくり、地域交通、防災などの住民活動を支援する機能を備えていく。



小さな拠点の役割を有する
コミュニティセンター

水害等に備えた減災・防災対策の推進

近年、甚大な被害をもたらしている水害や土砂災害等から住民の生命や財産を守るために、河川事業、砂防事業、急傾斜地崩壊防止事業、地すべり対策事業のほか、河川管理施設や下水道などのインフラの老朽化への対応、防災重点ため池の改修事業等による整備を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮した避難地や避難路の確保、代替路の確保、建築物の耐震性の向上、住まい方の工夫（規制・誘導）を促す取組など災害に強い都市基盤の整備を進める。

災害危険区域を踏まえた土地利用の規制・誘導

ハザードマップに掲載されている浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、災害の危険性が想定される区域での宅地化の抑制による災害リスクを踏まえた土地利用の規制・誘導を図るとともに、森林が持つ水源涵養や土砂流出の防止等の公益的機能を維持するため、森林の適正な管理を図り、土砂災害、河川氾濫などの自然災害に強いまちづくりを流域全体で進める。

防災情報の提供や避難誘導などのソフト対策の推進

ハザードマップや河川水位等の防災情報の提供、防災訓練、避難誘導等の取り組みについても関係機関と連携を図り、高齢者・障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導できる体制や環境の整備を推進する。また、避難所の良好な生活環境の確保を図るなど、ソフト面からも災害対策を講じる。

(4) 集約拠点地区の市街地像

伊万里都市計画区域において集約型の都市づくりを進める上で核となる地区（集約拠点地区）の市街地像は以下のとおりである。

伊万里市中心部（広域拠点地区）

伊万里駅周辺の市街地を、人口や産業など地域の中心的都市として必要な都市機能が集積し、地域内外に対し広域的な役割を担う広域拠点と位置づける。

市街地中心部にある JR と松浦鉄道の伊万里駅はペDESTリアンデッキで結ばれ、南北市街地を繋ぐ県道 240 号がこのデッキの下を通過しているため、線路によって市街地が分断されないといった特徴を有している。

このような市街地に、各種都市機能の集積と既存施設のリノベーションなどによる利活用を図り、生活面や産業面、観光面における地域の中心として魅力ある拠点を形成する。

特に観光面では世界に誇る伊万里焼の産地として、県内の武雄市、唐津市や長崎県の波佐見町、佐世保市を含めた広域的な窯業圏の中心的な機能を備えたまちの形成を目指す。

今後とも、良好な環境や地域の価値の維持・向上に向けて、住民・事業主・地権者等が主体となったまちづくりとして、伊万里まちなか運営協議会等がイベントを通じた商店街等の連携強化などのエリアマネジメントの取り組みを進めていく。

2 区域区分の決定の有無

(1) 区域区分の決定の有無

本区域については区域区分を行わないものとする。

(2) 区域区分を行わない理由

当該都市計画区域は、佐賀県における生活及び産業などの広域的な拠点性を有する区域などではないこと、また、現在も区域区分が行われていないことなどを総合的に勘案し、区域区分は行わない。

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

市街地と市街地外に区分し、広域的な観点から、土地利用の主要な事項について、その増進、集約等について記述し、また、機能の集約等を想定した主要な拠点の位置づけを記述する。

1) 基本方針

都市的土地利用にあたっては、低炭素都市づくりに配慮しつつ、既存ストックが集積する既成市街地の有効活用を原則として、商業・医療・福祉等の多様な都市サービス機能が集積した複合的な土地利用を維持・強化するとともに、まちなかへの居住を誘導しコンパクトな市街地形成を推進する。また、郊外部では、田園環境等の保全とともに既存集落地の活力維持が重要であり、水害等に対する防災の観点からも無秩序な市街化を防止するとともに、周辺環境や防災にも配慮した計画的な住宅地の形成や、集落地の良好な生活環境の維持を図る。

2) 市街地の土地利用の方針

土地利用の整序や良好な市街地環境の確保等を図るため、土地利用の区分に応じた適正な誘導を図る。

また、本区域においては、中心市街地の集積や郊外開発の抑制を図ることから、立地適正化による機能誘導も視野に入れ土地利用の検討を行う。

商業地・業務地

～伊万里駅周辺地区～

- ・伊万里駅北側には中心商店街があり、駅南側には主要な官公庁施設、業務施設が集積している。これらの地区において、都市機能の集積や活気ある商店街の形成等により機能強化を図るとともに、車に過度に依存せず生活に必要な都市サービスを享受できる利便性の高いコンパクトな商業・業務地の形成を図る。
- ・近年増加している空き家について、適切な管理や危険な空き家の除却といった対策を推進するとともに、改築による店舗への活用など、空き家やその跡地などの多様な用途への利活用を推進する。

工業地・流通業務地

～既存工業団地～

- ・伊万里湾岸に立地する、久原工業団地、伊万里団地、里工業団地、長浜工業団地、七ツ島工業団地では、高速交通体系や港湾機能の拡充などにより、製造業や物流業等の企業誘致や、工業地としての機能の強化を図る。

住宅地

～中心市街地～

- ・買物に便利で都市的なサービス等が容易に享受できる中心市街地の利便性を活かし、低未利用地の有効利用を推進することにより、良好な居住環境の確保を図りながら、中心市街地における居住の促進を図る。

～中心部周辺及び幹線道路沿道～

- 中心市街地の周辺部や幹線道路の沿道周辺においては、居住環境を損なわない他の用途との混在を許容しつつ、必要な都市基盤の整備等を進め、良好な居住環境の住宅地の形成を図る。

～郊外部～

- 無秩序な宅地開発を防止し、周辺環境や自然と調和した計画的な低層住宅地の形成を図る。
- 国道498号大坪バイパス沿道地域の無秩序な開発を防止し、計画的な土地利用の誘導を図る。

3) 市街地外の土地利用の方針

農地、集落等

【優良な農地の保全】

- 既成市街地周辺や有田川沿いなどに広がる優良な農地については、その保全を図る。
- 水田地帯は、農業生産の場としてだけでなく、雨水を一時貯留し洪水や土砂崩れを防いだり、自然環境を保全し良好な景観を形成したりするなどの多面的機能を有していることから、秩序ある土地利用の実現のため優良な農地の保全を図る。

【秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針】

- 西九州自動車道インターチェンジ周辺などにおいては、都市的土地利用の動向を踏まえつつ、周辺土地利用との調和を図るとともに、必要に応じて都市計画制度（特定用途制限地域など）の活用を検討を行う。
- 松浦鉄道沿線など、中心市街地外の鉄道駅は、駅周辺の生活に重要な場であるので、生活関連サービスを維持し、生活利便性の確保・生活環境の向上を図る。
- 都市計画区域人口の半数以上が用途地域外に居住していることから、農山漁村などの既存集落等の土地利用は重要である。必要な生活基盤の整備等により、居住環境の改善を図るとともに、宅地開発などにおいては、その周囲の環境との調和を図る。
- 洪水時に浸水が想定される区域（浸水想定区域）については、新たな浸水被害のリスクとなる無秩序な市街化を抑制し、水田等の遊水機能を確保する。

【地域コミュニティ維持の方針】

- 田園部に点在する既存集落については、田園環境との調和を図るとともに、住民間の共助に繋がる地域コミュニティを保持する場として、その維持を図る。

森林・沿岸域

【災害防止の観点から市街化の抑制に関する方針】

- 急傾斜地など、土砂災害の発生する恐れがある箇所については、市街化を抑制する。

[自然環境の保全と活用]

- ・玄海国定公園の海岸や森林等、黒髪山県立自然公園の森林等、カブトガニの生息する多々良海岸など、伊万里特有の豊かな自然的環境の保全と活用を図る。

4) 主要な拠点の位置づけ

人口減少・高齢化が進展する中での都市の利便性や活力維持のため、コンパクト・プラス・ネットワークの形成を図る。

商業・業務拠点

- ・伊万里駅北側の中心商店街や、駅南側の主要官公庁施設や業務施設等が集積する地区を商業・業務拠点と位置づけ、都市機能を集積させることで商業・業務機能の強化を図る。

工業・物流拠点

- ・伊万里湾岸に立地する七ツ島工業団地等の既存工業団地を工業・物流拠点と位置づけ、伊万里港の物流機能の強化を図るとともに、背後地も含めて企業の立地を促進するなど、周辺環境に配慮して工業機能の維持・強化を図る。

窯業・観光拠点

- ・伊万里焼の窯元が集まり、観光の名所となっている秘窯の里・大川内山を、窯業・観光拠点と位置づけ、観光面で広域的な連携を促進する魅力ある観光地としての充実を図る。
- ・西九州させば広域都市圏において、地域の焼物の魅力を結び付け、広く情報を発信することにより、国内はもとより海外からの観光誘客を見据えた取組につなげる。

自然・レクリエーション拠点

- ・市民の身近なスポーツ・レクリエーションの場として国見台運動公園の機能の維持・強化を図る。また、区域内北部において、レクリエーションの拠点として、伊万里港福田地区人工海水浴場（イマリンビーチ）と伊万里ファミリーパークの充実を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

都市計画の目標の実現のために必要な都市施設の整備の方針を次に示す。

なお、基本方針については、概ね20年後を目標に本区域における整備の基本的な考え方や方向性を示す。

1) 交通施設の整備方針

本区域の都市活動等を支えるとともに、唐津市や武雄市などの他都市との広域的な連携や、港湾機能による諸外国との貿易も含めた広域的な連携も踏まえつつ、交通施設の整備方針について記述する。

港湾連携軸の形成方針

- 伊万里湾の東西に立地する工業・物流拠点を結ぶ港湾連携軸である伊万里湾大橋を活かして、物流・生産・海洋性レクリエーション等の港湾活動の一層の活性化を図る。

基本方針

- 東西方向の国道498号、南北方向の国道202号、国道204号、(主)伊万里山内線などの道路交通体系により本区域の骨格が形成されている。
- 国道202号などの幹線道路においては、近年の交通量の増大により、市街地及びその周辺において交通混雑を呈している。
- 良好な市街地環境の形成等を図るとともに、周辺都市をはじめ唐津市や武雄市方面、長崎県佐世保市方面などとの生活、産業、観光面にわたる多様な連携を促進し、広域交流ネットワークを形成することが望まれている。
- これらに対応するため、関連する国道、県道等の整備を図るとともに、伊万里港については、国際貿易港としての物流機能の充実や、港湾関連施設の整備、港湾背後圏との連携を強化するため、アクセスの向上を図る。
- 整備にあたっては、安全な歩行者空間の確保や駅及び駅周辺等の主要な施設におけるバリアフリー等に配慮する。
- また、道路整備においては、防災力強化のため、災害時の避難路や道路ネットワークの多重性・代替性の確保に配慮する。
- 本区域と区域外、区域内の拠点間、拠点と周辺集落を結ぶ鉄道・バスをはじめとした公共交通の充実を図る。

主要な施設の配置及び整備の方針

ア 道路

【市街地を形成する道路】

- 市街地を形成する都市計画道路については、市街地内における円滑な交通処理、良好な市街地環境の形成等に向けて適切な配置を考慮し、整備推進を図る。

【本区域全体の骨格を形成し、他都市との連携を担う道路】

- 西九州自動車道は、本区域と唐津市や福岡県福岡市方面、長崎県佐世保市方面との広域連携を支える主要幹線道路であることから、整備を推進するとともに、インターチェンジへのアクセス道路の整備を推進する。
- 国道202号、国道204号、国道498号等は、本区域と長崎県方面および周辺都市との広域連携を支える幹線道路であることから、今後の連携強化に向け、整備を促進する。
- (主)伊万里畑川内蔵木線や(主)伊万里山内線等は、本区域と周辺都市との連携を支える道路であることから、今後の連携強化に向け、整備を推進する。

イ 公共交通

- 鉄道駅などの交通施設は、市民の移動の足を確保する公共交通の結節点となるだけでなく、人々の交流を促進し、まちのにぎわいを創出するなどの重要な役割を担っている。
- 交流人口の拡大や他都市との連携の拠点として鉄道の維持を図るとともに、公共交通ネットワークの拠点としての整備、路線バス等との連携強化を図る。

ウ 港湾

- 伊万里港については、本県における国際・国内海上輸送網の拠点として、船舶の大型化への対応、増加するコンテナ貨物の荷役効率化への対応、港周辺の交通対策など、港湾の競争力と機能向上を図るため、必要不可欠な整備を推進する。

2) 河川の整備方針

基本方針

ア．整備の基本方針

- 本区域の河川は、伊万里湾へ注ぐ有田川及び伊万里川の2つの主要な2級河川に大別される。両河川の下流部は、その昔溺れ谷である伊万里湾を埋め立てて生じた低地地形を呈している。このようなことから、本区域においては過去から何度となく浸水被害を被ってきたところであり、河川改修事業を推進してきたものの、平成21年にゲリラ的豪雨に見舞われ、浸水被害が発生している。このことから、水害から住民の生命、財産を守るため、流域が本来有している保水機能の保全や、河川改修事業等による河川整備を図るなど、水系一貫の視点のみならず、流域全体を視野に入れた総合的な治水対策を図る。
- 河川や水辺の整備による河川空間の創出及び利用促進等について、関係機関等と連携を図る。
- 整備にあたっては、多様な生物環境の保全や豊かな自然と調和した河川環境の創出を図る。

イ．整備水準の目標

河川の重要度、過去に発生した洪水、上下流バランス等を勘案して、各河川の地域特性に応じた治水安全度を設定し、環境に配慮した整備を行う。

また、治水機能を維持するため、河川における土砂の堆積状況、及び護岸損壊の危険性等の把握に努め、排水機場等についても維持管理の充実を図る。

主要な河川の配置及び整備の方針

有田川水系有田川や立川水系立川等については、河川改修事業等により河川整備を図る。河川整備にあたっては、自然環境に配慮した多自然川づくりを基本として、生態系の保全や住民が身近に自然に触れ、親しめるような整備を図る。

3) 公園の整備方針

基本方針

- 本区域におけるアメニティ豊かな環境を形成し、自然とのふれあい、スポーツ、レクリエーションの場を提供し、災害時における避難地等の防災上の機能を創出する公園整備を図る。

主要な施設の整備等の方針

本区域においては、市民の憩いの場として快適かつ安全に利用できるよう、公園施設や遊具等の適正な維持管理を行うとともに、海や山などの豊かな自然を最大限に活用した総合公園として、伊万里ファミリーパークの充実を図る。

さらに、地域住民の身近な公園(住区基幹公園)についても、適正な配置を図りながら、災害時の拠点としての機能にも配慮した都市公園等の整備水準の向上を図る。

4) 下水道の整備方針

基本方針

ア．整備の基本方針

- 都市における浸水の防除をはじめ、生活污水、工場排水等の衛生的な処理、都市環境や居住環境の向上、伊万里川水系、有田川水系及び伊万里湾水域といった公共用水域の水質保全を図るために、汚水処理に関する県の構想を踏まえつつ、公共下水道の整備促進等を図る。

イ．整備水準の目標

公共下水道の計画区域について整備を図る。

主要な施設の配置及び整備の方針

伊万里川左岸に下水処理場を配置している。また、公共下水道区域の汚水を下水処理場に収集する幹線管渠を配置する。

公共下水道の整備を促進し、普及率の向上を図る。また、下水道施設への接続を促進し、水洗化率の向上を図る。

老朽化が進む下水道施設については、ストックマネジメント計画に基づき、適切な維持修繕や計画的な更新を図る。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

本区域の都市計画の目標を実現するために必要な市街地開発事業に関する方針を次に示す。

1) 基本方針

- 都市施設の未整備等による都市機能の低下、居住環境の悪化等に対処するとともに、無秩序な市街地の形成を防止し、市街地の整備を効率的に行うため、地区計画制度等の活用により計画的な市街地形成を図る。
- 市街地内の低未利用地等の有効利用を図る。

2) 市街地の整備方針

- ・ 中心市街地において、商業施設、公共公益施設、業務施設の立地を推進することにより、西部地域の中心都市に相応しい魅力ある都市空間の形成を図る。
- ・ 市街地の開発・整備にあたっては、開発に伴う水害等の災害防止に留意し、必要に応じて貯留施設や内水排除施設の整備を行うとともに、浸水時においても被害に遭いにくい建物構造の奨励等を図る。
- ・ 公共施設整備の不足等がみられる地区など、既存集落等の周辺については、地区計画制度等の活用や、必要な都市基盤の整備等を進めることにより居住環境の改善を図る。
- ・ 市街地内の低未利用地等の有効利用を図り、良好な市街地形成を図る。
- ・ 大規模開発においては、下流河川の流下能力との整合を図り、調整池等による流出量の抑制を図る。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

本区域の都市計画の目標を実現するために必要な自然的環境の整備又は保全に関する方針を次に示す。

1) 基本方針

- 公共空地の必要性は、環境保全の上から、また、防災、景観面からもその重要性を深めており、さらに余暇時間の増加に伴いレクリエーション活動及び野外活動の場としての公園・緑地のニーズも高く、こうした機能が総合的に発揮できるように公園・緑地等の自然的環境の充実を図る。
- 公園・緑地等については、アメニティ豊かな環境、自然とのふれあい、スポーツ、レクリエーションの場として、災害時の避難地や日常生活における住民の身近なレクリエーションの場として、適正な配置を図りながら都市公園等の整備水準を高め、防災性や生活利便性の向上を図る。
- 緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するため、積極的な取り組みを図る。

2) 主要な緑地等の配置の方針

環境保全系統

- ・ 本区域で玄海国定公園の指定を受けている竹の古場公園や大平山公園、高尾山公園、国の天然記念物に指定されているカブトガニの日本有数の繁殖地である多々良海岸は、市街地に近い緑地や海岸として良好な自然的環境を有しており、その保全を図る。
- ・ 本区域を取り囲む大平山や、国見山、黒髪山、腰岳に広がる森林・緑地等は、水資源のかん養や動植物の生育、生息域等の貴重な自然的環境であることから、今後とも積極的に保全を図る。
- ・ 大平山の山間部、伊万里川、有田川沿いに広がる農地は、食糧生産の場としての機能はもとより、良好な自然的環境の提供や貯水機能等の農地の多様な機能を維持するため、この保全を図る。

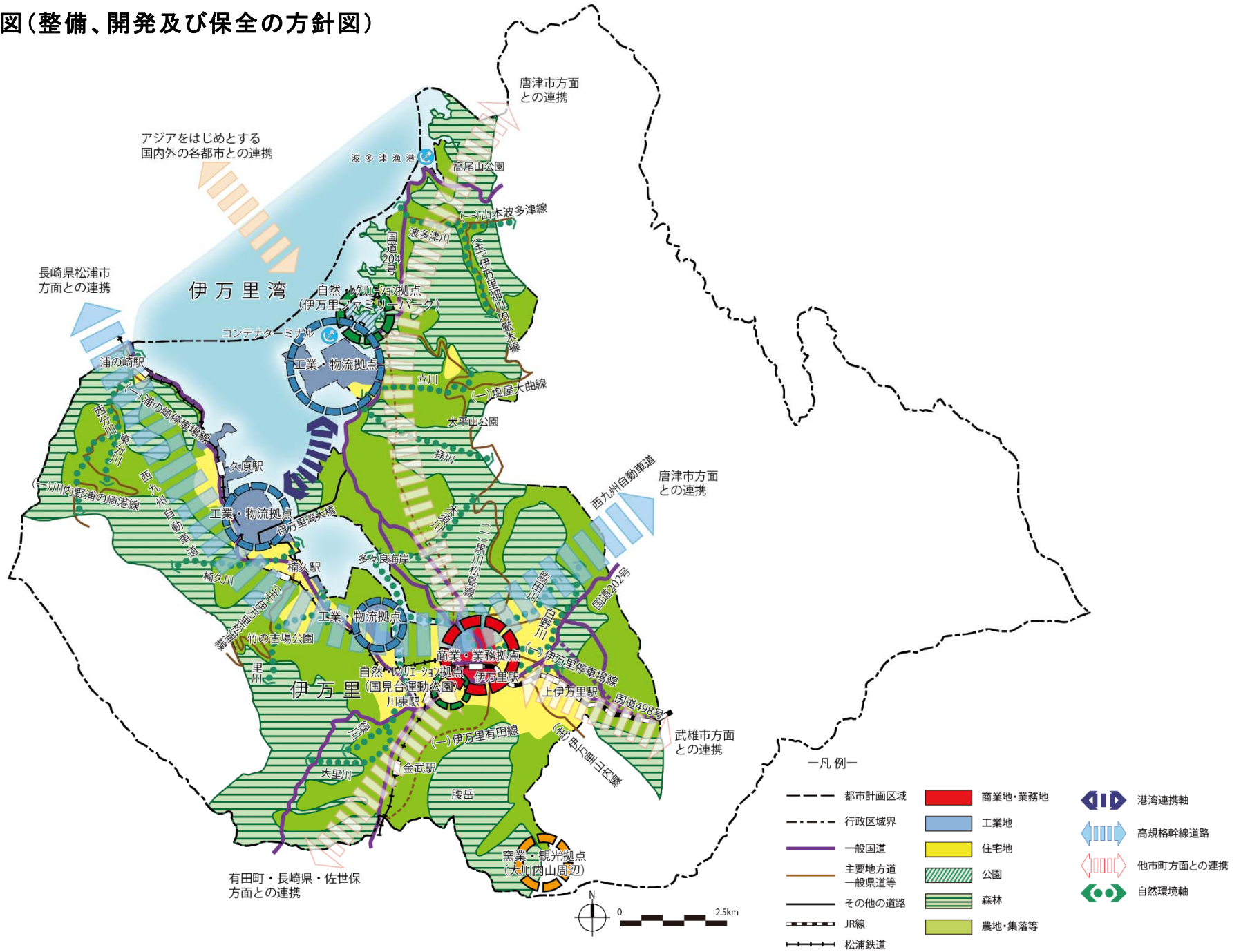
レクリエーション系統

- ・ 中心市街地に隣接し、陸上競技場や野球場を有する国見台運動公園は、住民のスポーツ、レクリエーションの場として機能の維持・充実を図る。また、海や山などの自然にめぐまれた本区域の特性を活かし、世代に関わらず多くの人が親しめる公園として伊万里ファミリーパークの充実を図る。
- ・ 伊万里川、有田川、及び立川等を、河川周辺の市街地等へ潤いのある自然的環境を創出する自然環境軸として位置づけるとともに、区域内の森林等の自然的環境やレクリエーションの拠点、河川環境等を活かした水と緑のネットワークの形成を図る。

景観構成系統

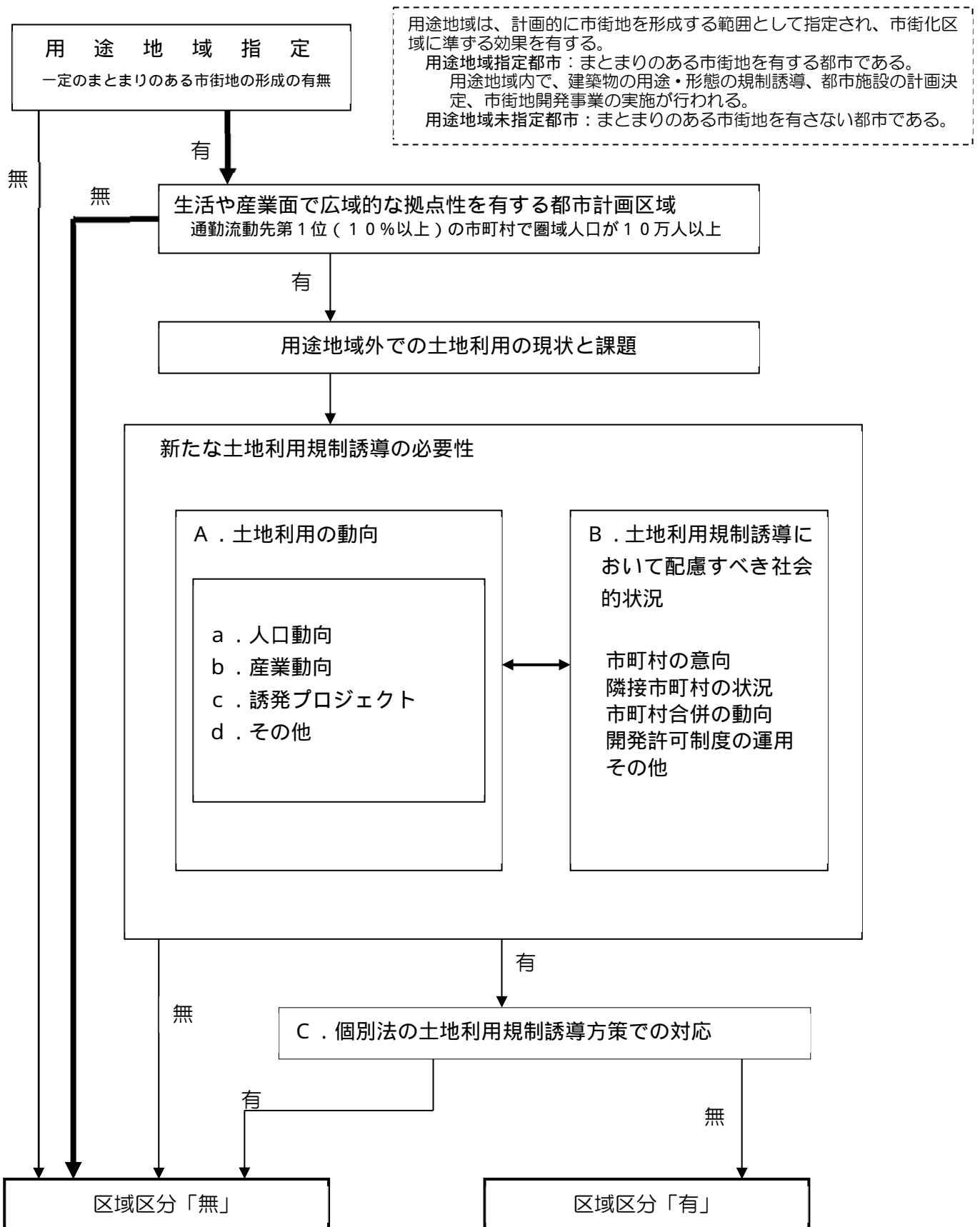
- ・ 市街地周辺にあり住民に親しまれている大平山、国見山、黒髪山、腰岳、大川内山の山並みや、玄海国定公園に指定されている北東部の伊万里湾岸は、区域を特徴づける良好な自然景観として、その保全を図る。

参考附図(整備、開発及び保全の方針図)



參考資料

区域区分の有無の判断フロー（現行 非線引き都市計画区域）



用語説明

□アメニティ

豊かな緑や潤いのある水辺、美しい町並みや風景、利便性の高い生活空間や快適な生活環境などの要素に、容易に触れあえる状態を指す。

□幹線管渠

各家庭、事業所など各々から出た汚水は、各地区ごとにまとめて処理場へ向かう太い管に流入する。この太い管を幹線管渠という。

□区域区分

区域区分とは、まち（都市計画区域）を優先的・計画的に市街化を進める「市街化区域」と、市街化を抑える「市街化調整区域」の2つに分けることを指し、「線引き」ともいう。

□高規格幹線道路

自動車の高速交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路を指す。

□地区計画（制度）

住民に身近な地区レベルを対象として、将来のまちの目標やルールを決め、建物の用途や高さなどきめ細やかな計画をつくる制度であり、主に住民が主体となってつくることができる。

□低・未利用地

既成市街地内の更地・遊休地・駐車場など、有効に利用されていない土地のこと。

□都市計画

都市は、住宅、店舗、事務所、工場といった建物や、道路、公園、下水道といった公共施設、森林、河川といった自然環境などによって、形づくられる。都市計画とは、このような都市において、将来どのようなまちづくりを行っていくかを描いて、それを実現していくために、土地利用、都市施設、市街地開発事業などの計画を、農林漁業と調和を図りながら、そこで暮らしている人たちの意見等を踏まえて、県や市町村が総合的・一体的に定めるものをいう。

□都市計画区域

都市計画区域とは、まちづくりを計画的に進めるために、人の動きやまちの発展の見通し、地形などから、ひとつのまちとして総合的に整備、開発、保全する必要のある区域で、都道府県が指定する。

□都市計画道路

都市計画により定められた道路のことであり、都市の土地利用や交通などの現在及び将来の状況を勘案し、適切な規模及び配置により、円滑な都市活動を確保し良好な都市環境を保持するよ

う定められる。

□土地区画整理事業

良好なまちづくりに向けて、乱雑な既成市街地、無秩序に市街化しつつある地域、または新たに市街化しようとする地域について、土地の区画形質を整え、道路、公園等の公共施設の整備改善を行う事業を指す。

□ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍などに左右されることなく、できるだけ多くの人が使いやすいように、建物、環境、製品などをデザインすること。

□用途地域

良好な市街地環境の形成や、都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として定められる13種類の地域の総称をいう。

～その他、本編における略記など～

- （主） …主要地方道の略記
- （一） …一般県道の略記
- （都） …都市計画道路の略記